

枚方市総合文化芸術センター条例施行規則の一部を改正する規則

枚方市総合文化芸術センター条例施行規則（令和2年枚方市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「次条第1項ただし書若しくは第2項」を「次条第2項若しくは第4項」に改める。

第4条第1項本文中「日から」を「申請受付期間内に」に改め、同項ただし書及び各号を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合における使用の許可を受けるものの決定は、当該期間内に当該使用の許可の申請を行ったものによる抽選（当該申請を行ったものが複数いない場合にあつては、当該申請を行ったものとする。）によるものとする。

第4条第7項中「、第2項、第4項」を「から第4項まで、第6項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項中「第1項本文に規定する日」を「別表第1に定める申請受付期間の末日」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該翌日においてセンターの施設が全て休館している場合は、その日後において最も近いセンターのいずれかの施設が開館している日から使用の許可の申請を行うことができる。

第4条第6項を同条第8項とし、同条第5項を同条第7項とし、同条第4項中「及び第2項」を「から第4項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項中「前項」を「第1項及び第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合の使用の許可の申請は、使用しようとする全ての施設について、それらの施設に係る別表第1に定める申請受付期間のうち、その初日が最も早い申請受付期間内に行うことができる。

- (1) 大ホールと大ホール及び美術ギャラリー以外のセンターの施設（小ホールにあつては、全席及び舞台）を同日に使用する場合
- (2) 小ホールと大ホール、小ホール及び美術ギャラリー以外のセンターの施設を同日に使用する場合
- (3) イベントホールと大ホール、小ホール、イベントホール、メセナホール及び美術ギャラリー以外のセンターの施設を同日に使用する場合
- (4) メセナホールと枚方市総合文化芸術センター別館の施設（トレーニングルームを除く。）を同日に使用する場合
- (5) 美術ギャラリーの全室と大ホール、小ホール及びイベントホール以外のセンターの施設を同日に使用する場合

3 第1項後段の規定による使用の許可の決定が行われなかった使用区分に係る使用の許可の申請は、別表第1に定める申請受付期間の末日の翌日から行うことができる。ただし、当該翌日にお

いてセンターの施設が全て休館している場合は、その日後において最も近いセンターのいずれかの施設が開館している日から行うことができる。

第8条第1項中「第4条第1項ただし書」を「第4条第2項」に改め、同条第5項中「第4条第1項から第4項まで、第6項又は第7項」を「第4条（第7項を除く。）」に改め、同条第6項中「第4条第3項」を「第4条第5項」に、「同条第1項本文に規定する日前」を「別表第1に定める申請受付期間前」に改め、同条第8項中「第4条第5項」を「第4条第7項」に改める。

第11条第1項第4号ニ中「ハ」を「ニ」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ 施設前広場 使用日の前日

第11条第1項第5号ニ中「ハ」を「ニ」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ 施設前広場 使用日の前日

第11条第3項中「第4条第5項」を「第4条第7項」に改める。

第12条第1項第2号及び第3号中「営利目的以外で」を削り、同条第2項中「（第1号及び第5号に係る部分を除く。）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、前項第1号及び第5号に該当する場合は、別に定めるところにより、申請しなければならない。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

区	分	申請受付期間
大ホール（同時に使用する楽屋及びクローク（控室）を含む。）	全席及び舞台	使用日の15月前の日の属する月の20日から当該月の翌月の初日まで
	1階席及び舞台	使用日の13月前の日の属する月の20日から当該月の翌月の初日まで
	舞台のみ	使用日の4月前の日の属する月の20日から当該月の翌月の初日まで
小ホール（同時に使用する楽屋及びクローク（控室）を含む。）	全席及び舞台	使用日の13月前の日の属する月の20日から当該月の翌月の初日まで
	舞台のみ	使用日の4月前の日の属する月の20日から当該月の翌月の初日まで
イベントホール及びメセナホール		使用日の13月前の日の属する月の20日から当該月の翌月の初日まで
リハーサル室1、創作活動室、保育室、施設前広場及びリハーサル室2		使用日の7月前の日の属する月の20日から当該月の翌月の初日まで
マルチスペース及び枚方市総合文化芸術センター別館の施設（メセナホール、リハーサル室2及びトレーニングルームを除く。）		使用日の3月前の日の属する月の20日から当該月の翌月の初日まで
美術ギャラリー		付表に定める期間

付表

1 使用日の初日が4月から7月までに属する場合

区 分		申 請 受 付 期 間
美術ギャラリーの全部		使用日が属する年度の前年度の8月20日から9月1日まで
展示室 1	全室利用	使用日が属する年度の前年度の9月20日から10月1日まで
	半室利用	使用日が属する年度の前年度の10月20日から11月1日まで
展示室 2	全室利用	使用日が属する年度の前年度の9月20日から10月1日まで
	半室利用	使用日が属する年度の前年度の10月20日から11月1日まで
展示室 3	全室利用	使用日が属する年度の前年度の9月20日から10月1日まで
	半室利用（市長が別に定める利用を除く。）	
	半室利用（市長が別に定める利用に限る。）	使用日が属する年度の前年度の10月20日から11月1日まで

2 使用日の初日が8月から11月までに属する場合

区 分		申 請 受 付 期 間
美術ギャラリーの全部		使用日が属する年度の前年度の12月20日から12月28日まで
展示室 1	全室利用	使用日が属する年度の前年度の1月20日から2月1日まで
	半室利用	使用日が属する年度の前年度の2月20日から3月1日まで
展示室 2	全室利用	使用日が属する年度の前年度の1月20日から2月1日まで
	半室利用	使用日が属する年度の前年度の2月20日から3月1日まで
展示室 3	全室利用	使用日が属する年度の前年度の1月20日から2月1日まで
	半室利用（市長が別に定める利用を除く。）	
	半室利用（市長が別に定める利用に限る。）	使用日が属する年度の前年度の2月20日から3月1日まで

3 使用日の初日が12月から翌年の3月までに属する場合

区 分		申 請 受 付 期 間
美術ギャラリーの全部		使用日が属する年度の4月20日から5月1日まで
展示室 1	全室利用	使用日が属する年度の5月20日から6月1日まで
	半室利用	使用日が属する年度の6月20日から7月1日まで
展示室 2	全室利用	使用日が属する年度の5月20日から6月1日まで

	半室利用	使用日が属する年度の6月20日から7月1日まで
展示室3	全室利用	使用日が属する年度の5月20日から6月1日まで
	半室利用（市長が別に定める利用を除く。）	
	半室利用（市長が別に定める利用に限る。）	使用日が属する年度の6月20日から7月1日まで

附 則 [令和5年3月14日公布]

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第3条、第4条、第8条、第11条第3項及び別表第1の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、同年3月20日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に改正後の第3条第1項の規定によるメセナホールの使用の許可を受けているものであって、当該使用の日には枚方市総合文化芸術センター別館の施設（リハーサル室2及びトレーニングルームを除く。）を使用するものは、改正後の第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、前項ただし書に規定する規定の施行の日から当該施設の使用の許可の申請を行うことができる。
- 3 使用の日が令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間にある改正後の第3条第1項の規定によるメセナホールの使用に係る使用の許可の申請は、改正後の第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日から令和5年4月1日までの間に行うことができる。
- 4 改正後の第11条第1項第4号及び第5号の規定は、この規則の施行の日以後に改正後の第8条第1項又は第2項の規定による届出又は変更の申請をした場合について適用し、同日前に同条第1項又は第2項の届出又は申請をした場合については、なお従前の例による。
- 5 改正後の第12条の規定は、この規則の施行の日以後に使用の許可の申請のあった枚方市総合文化芸術センターの使用料について適用し、同日前に使用の許可の申請のあった枚方市総合文化芸術センターの使用料については、なお従前の例による。